

オホーツク紋別空港PR用ロゴマークの使用について

ロゴマークの定義

オホーツク紋別空港PR用ロゴマークは、オホーツク紋別空港を広くPRし、オホーツク紋別地方のイメージアップを図ることなどを目的に作成されたものです。

ロゴマークの使用基準

1. このロゴマークは無料で使用できます。
 2. ロゴマークを使用する際には、次の各事項に留意してください。
- ロゴマークに関する一切の権限は紋別商工会議所に属しており、使用者が当該ロゴマークを自己のものとして商標又は意匠登録することはできません。
 - 次の場合は、ロゴマークを使用することはできません。
 - 1 特定の政治活動や宗教活動に関すると認められる場合
 - 2 公序良俗に反すると認められる場合
 - 3 紋別市のイメージを著しく損なうなど、不相当と認められる場合
 - 4 ロゴマークの使用趣旨に反すると認められる場合
 - 不適当な使用が確認された場合は、期間を定めてその使用者に対して改善を促し、期間内に改善されない場合は、不適正な使用例として公表し、ロゴマークの使用停止又はロゴマークの使用に係る商品の回収を求めることがあります。

この場合、使用停止による損害及び逸失利益について紋別商工会議所は一切の責任を負いません。また、商品の回収費用は、使用者の負担とします。
 - ロゴマークを使用した場合には、紋別商工会議所まで使用状況がわかる資料を添えて報告してください。使用状況の報告に要する費用は使用者の負担とします。
 - 次の団体等が使用する場合は、使用状況の報告を要しません。
 - 1 紋別市内の行政機関、その他公共団体
 - 2 紋別市内の社団法人及び財団法人
 - 3 紋別市の振興を目的とする団体
 - 次のような使用の場合は、使用状況の報告を要しません。
 - 1 本店所在地を紋別市内に置く法人又は紋別市内に居住する個人が名刺、挨拶状、封筒、ホームページコンテンツに使用する場合
 - 2 紋別市に関連する団体又は機関がホームページコンテンツで使用する場で、営利を目的としない場合
 - 3 報道機関が報道のために使用する場合
 - 4 教育機関が教材として使用する場合
 - 5 情報誌等がオホーツク紋別空港のPRを目的として使用する場合
 - ロゴマークの使用にあたって生じた損害及びトラブルに関して、紋別商工会議所は一切の責任を負いません。